

様式5 - 1

議案の提出(その1)

(法第112条の規定によるもの)

発議第 1 号

米沢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正

について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 18 日

提出者	米沢市議会議員	齋藤 千恵子
賛成者	//	島貫 宏幸
	//	成澤 和音
	//	鳥海 隆太
	//	我妻 徳雄
	//	山村 明
	//	高橋 壽
	//	山田 富佐子

米沢市議会議長 様

発議第1号

米沢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

米沢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

米沢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

米沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年米沢市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第30条」を削り、同項の表第39条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第19条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第49条において」を削る。

第32条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第33条第3項中「この章において」を削る。

第39条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第40条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「第4章」を「前章」に改める。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第54条から第56

条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。